

安八町消防団本部会計に関する監査報告書

安八町長より、平成28年10月25日付けで監査依頼のありました、安八町消防団本部会計（以下「団本部会計」という。）の会計処理に関する監査結果を次のとおり報告する。

1. 監査の概要

①監査対象年度	平成23年度から平成27年度の5年度分
②監査の内容	会計処理の適正性
③監査者	安八町監査委員 清 伸二 安八町監査委員 安井 忠 安八町顧問弁護士 藤井慎哉

2. 団本部会計の性格

当該会計を構成する者は、消防団本部（消防団長、副団長、本部長）である。

当該会計で処理がされているものは、消防団活性化事業などの公費的部分と懇親会などの私費的部分の経費である。

懇親会などの経費に充当するため、便宜上、幹部の報酬、費用弁償が積み立てされていた。

関係機関からの助成金（公的部）と幹部の報酬等（私的部）とが混在するものであった。

○主な収入及び支出

- ・ 収入 町からの助成金（幹部研修他）
安八郡消防協会からの補助金等（消防団活性化事業、年末夜警激励）、団員報酬、費用弁償
- ・ 支出 消防団活性化事業、懇親会（団幹部歓送迎会、新年会など）、安八郡消防協会視察研修に係る費用等

3. 監査の結果

①収入について

- ・ 安八町及び消防協会からの助成金は実績等に応じ収入されていた。
- ・ 費用弁償については、支払いの基になる研修会、訓練及び火災出動などは自己報告ではなく消防担当者の確認によって支払

われていた。

②支出について

公的部分（消防団活性化事業、幹部研修会）に関しては、領収書等証拠書類と照合ができた。

私的部分（懇親会等）に関しては、一部照合ができないものがあった。

4. 所見

(1) 団本部会計の支出について（資料1）

①「領収書の無いもの」について

公会計においては、原則として支出についての証拠書類を全て添付すべきである。領収書のない支出等は許されるものではない。

支出の事実が確認出来るもののうち、遡及して証拠書類が徴求できず添付できないものや、個別にその理由が付記できないものについては弁済を求めるものである。

②「本部会計の慶弔規程外の支出」について

香典等の支出については、本部会計の慶弔規程に沿って支出すべきであり規程外の支出は認められない。ただし、支払いの内容は「交際費」として認められるものであり、団長が有する決裁権の範囲であると判断する。

③「不適切な支払い」について

懇親会の二次会、三次会等の会合費用はいわゆる社会通念上、私的な費用と認識するのが妥当であり、まして帰途のタクシー費用等は不適切と認定されても仕方が無いと判断する。

但し、本来、個人が收受すべき団員報酬、費用弁償を本部会計に提供しているのはこのような公私の区分に曖昧な面もしん酌したことであると解されるのであって、まさに公私混同の悪しき慣行というべきである。しかしながら、消防団の存在意義や町民感情を思慮すると今後は改善すべきと判断した。

④「個人負担すべき支出」について

I 支出された内容から個人的な支出であることは明白であり、個人負担すべきと判断した。尚、平成28年1月24日返金済みである。

II 例年4月初旬に開催される班長以上会議の食事代を町の一般会計から食糧費として支出することは適當と判断する。平成24年度において一般会計の食糧費からコンパニオン代が支払われたのではないかとする疑惑があった。しかし関係者の証言により平成24年度の班長以上会議にはコンパニオンが同席をしていたという事実はなかったことを確認した。よって、支払い自体が無かった。

(2) 出動実費弁償相違点集計表について（資料2）

一般会計から費用弁償を支払う際、集計資料としての添付書類が出動実費弁償明細表（以下、「明細表」という。）である。この明細表と、現在残っている出席状況が確認できる書類（以下、「原始記録」という。）から積み上げ集計したものとの間に支払額等の差が生じている。

明細表の作成手順は、事務担当者の証言によると、以下のようであった。

各訓練に出席した団員は、各部単位で作成する訓練出席表に「○」を付し事務局へ提出することとなっていた。事務局は、提出された訓練出席表の「○」の合計数を明細表に記載し一般会計から費用弁償を支払うための集計資料としていた。しかし、一部の部において、部長から出席者の追加報告を電話で受け明細表に直接入力した場合や、訓練出席表が未提出の場合があった。事務局担当者が未提出の部長に電話で聞き取りを行い明細表に出席人數を直接入力した場合があった。その際、その経緯について書類等に書き残す等の行為はされていなかった。

また、団本部員においては、事務担当者による現認により明細表に出席者総人數が直接入力されており、同様にその経緯について書き残す等の行為がなされていなかった。

各年度において、事務局の最終調整の段階で水増しを行い個人の費用として流用しようとする等の違法な行為は行われていなかった。しかしながら、書類の整理等に不手際があったことから、疑われたとしても仕方がないと言わざるを得ない。この事実は公金を取り扱うものとして不適格な行為に他ならない。

費用弁償の支払いについては、証拠書類に基づいた支払いがされるべきものである。

平成23年度から平成27年度までの5年間につき、明細表と原始記録との差を検討した結果、原始記録が無いかそれより多い金額として873千円、反対に原始記録より少ない金額として204千円であることが判明した。これらの金額については、これまでの関係者に弁済を求めるものである。

今後においては、訓練参加時の費用弁償の請求方法として、出席団員本人による記名、部長及び分団長等、上司による記名の確認及び署名を行った出席簿を提出するなど、二重三重に確認を行い、証拠としての要件を満たすよう工夫されたい。

平成26年度下半期及び平成27年度においては、それらの点を考慮し、個人が特定できるよう改善され進められている事が確認できた。今後においても、更なる改善に努められたい。

(3) 元本部長に対する退職報奨金等について

元本部長に支払われた報酬及び退職報奨金は、下記のとおりであった。

平成20年度から平成24年度の5年間の団員報酬は、本来、分団長級報酬年額4万円に対して副団長級の5万円が支払われており、5万円の差額が生じている。

また、平成24年度に支払われた退職報奨金についても、分団長級268千円に対して、副団長級の279千円が支払われており、11千円の差額が生じている。

これらの原因は、以下の点にあった。すなわち、当時の団編成において、副団長を3名配置し、本部長となった団員は経験年数及び実績も他の副団長と同等であったため副団長級の本部長として取り扱うこととし周知されていたが辞令において、その旨が記載された辞令が発行されていなかった点である。

よって、上記の支払いは認められないため、差額については徴求すべきである。